

介護給付・介護予防給付・医療保険

## 訪問看護事業のご案内

(重要事項説明書・契約書・個人情報使用同意書)

株式会社 旭

訪問看護ステーション札幌東



(重要事項説明書)

Ver.HKS20260401\_2

株式会社旭

訪問看護ステーション札幌東

1. 当訪問看護ステーション（以下「当ステーション」）が提供するサービスについての相談窓口

電話 011-595-7222

担当者氏名 \_\_\_\_\_

2. 当ステーションの概要

(1) 提供できるサービスの種類およびサービス提供地域、指定番号等

事業所名	株式会社旭 訪問看護ステーション札幌東
所在地	札幌市東区北 20 条東 15 丁目 4 番 22 号
電話番号	011-595-7222
開設年月日	2026 年 4 月 1 日
指定番号	介護保険： 医療保険：
サービスを提供する地域	札幌市全域 ※その他の地域につきましてはご相談ください。
事業所が行っている他の業務	なし
生活保護指定	指定済み

(2) 当ステーションの職員体制

管理者	1 名
看護師	常勤換算 2.5 名以上（内常勤 1 名）
理学療法士等	名
その他	名

(3) サービスの提供時間 ※時間外も相談に応じます。

平日	8：30 ～ 17：00
土曜日、日曜日、祝日 12/30～1/3	事務所は休業ですが、事情により対応します。

※サービス提供時間外は 24 時間のオンコール対応。状況に応じて訪問を行います。

3. 運営法人の概要

名称・住所	株式会社旭 札幌市東区丘珠町 167 番地 13
-------	-----------------------------

法人種別	株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役 三島 洋二
法人事業本部 所在地・連絡先	旭川本部 旭川市曙1条7丁目2番1号 電話 0166-25-2258 Fax 0166-27-3666
事業内容	【高齢者支援事業】 訪問看護 【障害者（児）支援事業】  【福祉用具事業】
事業の目的	本事業において提供する訪問看護は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
運営方針	(1)本事業において提供する訪問看護は、介護保険法、健康保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に添ったものとします。 (2)利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、療養上の目的を設定し計画的に行います。 (3)事業者は、自ら提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

#### 4. サービスの内容

- ①このサービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、予防になるよう適切にサービスを提供します。
- ②サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。  
もし分からないことがあったら、いつでもご遠慮なく担当職員に質問してください。
- ③提供するサービスは、介護保険適用の場合には、居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って作成した訪問看護計画書に基づきます。
- ④提供した訪問看護に関しては、利用者の健康手帳等の医療の記録に必要な事項を記載します。
- ⑤訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- ⑥当ステーションは主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。
- ⑦上記⑥の訪問看護計画書は、予め利用者の同意を得て交付します。
- ⑧具体的な内容  
病状・障害の観察/清拭・洗髪等による清潔の保持/食事及び排せつ等日常生活の世話/褥瘡の予防・処置/リハビリテーション/ターミナルケア/認知症の方の看護/療養生活や介護方法の指導/カテーテル等

の管理/その他医師の指示による医療処置

⑨その他のサービス

看護・療養相談として、利用者及びご家族の立場に立って介護のご相談をお受けします。

⑩当ステーションからのリハビリテーション（理学療法士等の訪問）は、看護業務の一環となります。

5. 利用料金

(1) 介護保険適用の場合

◆給付対象サービス（料金表別紙Ⅰ）

原則として利用したサービスに係る利用料金から介護給付費を除いた金額を自己負担としてお支払いいただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領が出来ない場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金をいただき、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を、後日介護保険課の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

◆交通費

上記2. (1) で示す「サービスを提供する地域」以外にお住いの方は、その他料金表に定める当ステーションの看護師が訪問するための交通費をいただきます。（毎月のサービス利用料とともにその他料金表に基づき請求させていただきます。）

(2) 医療保険適用の場合

◆給付対象サービス（料金表別紙Ⅱ）

年齢等により、負担割合が変わります。

	医療費の自己負担割合
75歳以上	1割 ※一定所得以上の者 2割、現役並み所得者 3割
70歳から 74歳まで	2割 ※現役並み所得者 3割
69歳まで	3割 ※6歳未満（義務教育就学前） 2割

◆交通費

その他料金表に基づきご請求いたします。

(3) キャンセル料

利用者の都合による急なキャンセルの場合は、キャンセル料をいただきます。キャンセルの場合は、至急ご連絡ください。

ご利用予定の前日 17:00 までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用予定の前日 17:00 までにご連絡がなかった場合	1,500 円※

※本人又は家族の急病等やむを得ない事由の場合は請求いたしません。

(4) 違約金

利用者の了解なしに、事業者の都合によってサービスの中止あるいは日時の変更を行い、所定のサービスが提供されなかった場合には、違約金 1,500 円をお支払いします。

なお、天災時等当ステーションの責めに帰さない事由によりサービスの中止となった場合はこの限りではありません。

(5) 料金の支払方法

毎月10日前後に前月分のサービス利用料及びサービス利用にかかる実費負担額等の合計金額を請求し、27日に口座引落にてお支払いいただきます。引落とし確認後、領収書を発行いたします。

なお口座引落手続が完了するまでは、指定する口座へ振込にてお支払いいただきます。振込に係る手数料は、利用者でご負担いただきます。

6. 虐待の防止について

利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、ご家族等へ連絡いたします。

8. 相談・苦情等への対応

サービスに係る相談・苦情等につきましては以下の窓口にご連絡ください。

(1) 当ステーションの窓口

電話番号	011-595-7222
受付時間	平日 8:30~17:30
苦情受付担当者	管理者
苦情解決責任者	管理者
備考	

(2) 運営法人の連絡先

事業者名	株式会社旭
受付	平日 8:30~16:30
本社（札幌）	011-768-7230
本部（旭川）	0166-25-2258
備考	年末年始の休業日は12/30~1/3

(3) その他、以下のサービス相談および苦情窓口に相談することができます。

札幌市保健福祉局保健福祉部介護保険課	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階北側 電話番号：011-211-2972
--------------------	--

北海道国民健康保険団体連合会	〒060-0062 札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館 1 階 電話 011-231-5175 (介護サービス苦情相談専用ダイヤル)
----------------	--

## 9. 損害賠償

サービスの提供にあたり当ステーションの責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体および財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。ただし、利用者に過失がある場合は、当ステーションは賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがあります。

## 料金表別紙 I

### ○サービス利用料金

訪問看護/介護予防訪問看護<<介護保険適用>>

#### 【地域区分】

地域	札幌市	旭川市	江別市	苫小牧市
級地	7級地 3%	その他 0%		
1単位の単価	10.21円	10円		

#### 【基本報酬】

	介護予防訪問看護費 ※准看護師の場合下記×0.9					
	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	理学療法士等	1日2回を超える
単位数 1日につき	303 単位	451 単位	794 単位	1,090 単位	284 単位	左記×0.5

	訪問看護費 ※准看護師の場合下記×0.9					
	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	理学療法士等	1日2回を超える
単位数 1日につき	314 単位	471 単位	823 単位	1,128 単位	294 単位	左記×0.9

#### 【加算】

		単位数
夜間又は早朝の場合、もしくは深夜	夜間、早朝 深夜	基本×25% 基本×50%
複数名訪問加算 I	30分未満 30分以上	254 402
複数名訪問加算 II	30分未満 30分以上	201 317
1時間30分以上の訪問看護実施		300
事業所と同一建物又はこれ 以外の同一建物へのサービス	20人以上 50人以上	基本×-10% 基本×-15%
緊急時訪問看護加算	I II	1月につき 1月につき 600 574
特別管理加算	I II	1月につき 1月につき 500 250
専門管理加算	緩和・人工肛門・人工膀胱ケアの計画的管理 月1回限度 特定行為研修を修了者による計画的管理 月1回限度	1月につき 1月につき 250 250
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上実施	2,500
初回加算	I II	1月につき 1月につき 350 300
退院時共同指導加算		1回につき 600
看護・介護職員連携強化加算		1月につき 250
看護体制強化加算	※介護予防の場合 I II	1月につき 1月につき 1月につき 100 550 200
口腔連携強化加算	1月に1回限度	1回につき 50
サービス提供体制強化加算	I II	1回につき 1回につき 6 3

## 料金表別紙Ⅱ

訪問看護〈健康保険適用〉

### 【基本療養費】

			算定料 (円)	1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費	(Ⅰ) イ	週3日まで	5,550	555	1,110	1,665	
		週4日以降	6,550	655	1,310	1,965	
	(Ⅰ) ロ	週3日まで	5,050	505	1,010	1,515	
		週4日以降	6,050	605	1,210	1,815	
	(Ⅰ) ハ		12,850	1,285	2,570	3,855	
	(Ⅰ) ニ	週3日まで	5,550	555	1,110	1,665	
		週4日以降	5,550	555	1,110	1,665	
	訪問看護基本療養費	(Ⅱ) イ	週3日まで	5,550	555	1,110	1,665
同一日2人まで 週4日以降			6,550	655	1,310	1,965	
(Ⅱ) イ		週3日まで	2,780	278	556	834	
		同一日3人以上 週4日以降	3,280	328	656	984	
(Ⅱ) ロ		週3日まで	5,050	505	1,010	1,515	
		同一日2人まで 週4日以降	6,050	605	1,210	1,815	
(Ⅱ) ロ		週3日まで	2,530	253	506	759	
		同一日3人以上 週4日以降	3,030	303	606	909	
(Ⅱ) ハ			12,850	1,285	2,570	3,855	
(Ⅱ) ニ		週3日まで	5,550	555	1,110	1,665	
		同一日2人まで 週4日以降	5,550	555	1,110	1,665	
(Ⅱ) ニ		週3日まで	2,780	278	556	834	
		同一日3人以上 週4日以降	2,780	278	556	834	
訪問看護基本療養費 (Ⅲ)			8,500	850	1,700	2,550	

※ (Ⅰ) 対象者は同一建物居住者以外、(Ⅱ) 対象者は同一建物居住者

※ (Ⅲ) 対象者は在宅療養に向け外泊中に入院患者のうち、厚生労働大臣が定める状態の者

※ イは保健師・看護師等、ロは准看護師、ニは理学療法士等による訪問

※ ハは緩和ケアや褥瘡ケア、人工肛門ケア等の専門性の高い看護師による訪問

### 【管理療養費】

		算定料 (円)	1割	2割	3割
機能強化型訪問看護管理療養費 (月の初日訪問)	1	13,230	1,323	2,646	3,969
	2	10,030	1,003	2,006	3,009
	3	8,700	870	1,740	2,610
上記1~3以外		7,670	767	1,534	2,301
訪問看護管理療養費 (月2日目以降訪問)	1	3,000	300	600	900
	2	2,500	250	500	750

## 【加算】

(基本療養費の加算)		算定料 (円)	1割	2割	3割	
緊急訪問看護加算 1日1回限り	月14日目まで	2,650	265	530	795	
	月15日目以降	2,000	200	400	600	
難病等複数回 訪問加算	1日に2回	同一建物内1人又は2人	4,500	450	900	1,350
		同一建物内3人以上	4,000	400	800	1,200
	1日に3回	同一建物内1人又は2人	8,000	800	1,600	2,400
		同一建物内3人以上	7,200	720	1,440	2,160
長時間訪問看護加算 90分を超える		5,200	520	1,040	1,560	
複数 名訪問 看護 加算	イ看護師等と(週1回)	同一建物内1人又は2人	4,500	450	900	1,350
		同一建物内3人以上	4,000	400	800	1,200
	ロ准看護師と(週1回)	同一建物内1人又は2人	3,800	380	760	1,140
		同一建物内3人以上	3,400	340	680	1,020
	ハその他と(週3回)	同一建物内1人又は2人	3,000	300	600	900
		同一建物内3人以上	2,700	270	540	810
	ニその他と(1日1回)	同一建物内1人又は2人	3,000	300	600	900
		同一建物内3人以上	2,700	270	540	810
	ニその他と(1日2回)	同一建物内1人又は2人	6,000	600	1,200	1,800
		同一建物内3人以上	5,400	540	1,080	1,620
ニその他と(1日3回以上)	同一建物内1人又は2人	10,000	1,000	2,000	3,000	
	同一建物内3人以上	9,000	900	1,800	2,700	
夜間・早朝訪問看護加算 または 深夜訪問看護加算	夜間(18時~22時) 早朝(6時~8時) 深夜(22時~6時)	2,100 4,200	210 420	420 840	630 1,260	
(管理療養費の加算)		算定料 (円)	1割	2割	3割	
24時間対応体制加算 月1回	業務負担軽減の取り組み	6,800	680	1,360	2,040	
	それ以外	6,520	652	1,304	1,956	
特別管理加算 月1回	重症度の高い利用者	5,000	500	1,000	1,500	
	それ以外	2,500	250	500	750	
退院時共同指導加算 月1回か2回		8,000	800	1,600	2,400	
特別管理指導加算 退院時共同指導加算上乘せ	1回限り	2,000	200	400	600	
退院支援指導加算 1回		6,000	600	1,200	1,800	
	長時間の指導	8,400	840	1,680	2,520	
在宅患者連携指導加算 月1回		3,000	300	600	900	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 月2回		2,000	200	400	600	
看護・介護職員連携強化加算		2,500	250	500	750	
情報提供療養費	1 月1回	1,500	150	300	450	
	2 年度1回	1,500	150	300	450	
	3 月1回	1,500	150	300	450	
専門管理加算 月1回		2,500	250	500	750	
訪問看護医療DX情報活用加算 月1回		50	5	10	15	
(その他療養費の加算)		算定料 (円)	1割	2割	3割	
訪問看護ターミナル ケア療養費	1 看取り介護加算等算定	25,000	2,500	5,000	7,500	
	2 看取り介護加算等算定	10,000	1,000	2,000	3,000	
遠隔死亡診断補助加算	1回	1,500	150	300	450	
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	月1回	780	78	156	234	
訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ	1~18区分 月1回	10~500	1~50	2~100	3~150	

精神科訪問看護〈健康保険適用〉  
【基本療養費】

		算定料 (円)	1割	2割	3割	
精神科訪問看護基本療養費	(I) イ	週3日目まで30分以上	5,550	555	1,110	1,665
		週3日目まで30分未満	4,250	425	850	1,275
		週4日目以降30分以上	6,550	655	1,310	1,965
		週4日目以降30分未満	5,100	510	1,020	1,530
	(I) ロ	週3日目まで30分以上	5,050	505	1,010	1,515
		週3日目まで30分未満	3,870	387	774	1,161
		週4日目以降30分以上	6,050	605	1,210	1,815
		週4日目以降30分未満	4,720	472	944	1,416
精神科訪問看護基本療養費	(III) イ (1) 同一日に2人	週3日目まで30分以上	5,550	555	1,110	1,665
		週3日目まで30分未満	4,250	425	850	1,275
		週4日目以降30分以上	6,550	655	1,310	1,965
		週4日目以降30分未満	5,100	510	1,020	1,530
	(III) イ (2) 同一日に3人以上	週3日目まで30分以上	2,780	278	556	834
		週3日目まで30分未満	2,130	213	426	639
		週4日目以降30分以上	3,280	328	656	984
		週4日目以降30分未満	2,550	255	510	765
	(III) ロ (1) 同一日に2人	週3日目まで30分以上	5,050	505	1,010	1,515
		週3日目まで30分未満	3,870	387	774	1,161
		週4日目以降30分以上	6,050	605	1,210	1,815
		週4日目以降30分未満	4,720	472	944	1,416
	(III) ロ (2) 同一日に3人以上	週3日目まで30分以上	2,530	253	506	759
		週3日目まで30分未満	1,940	194	388	582
		週4日目以降30分以上	3,030	303	606	909
		週4日目以降30分未満	2,360	236	472	708
精神科訪問看護基本療養費 (IV)		8,500	850	1,700	2,550	

※ (I) 対象者は同一建物居住者以外、(III) 対象者は同一建物居住者

※ (IV) 対象者は在宅療養に向け外泊中に入院患者

※イは保健師・看護師、作業療法士、ロは准看護師による訪問

【管理療養費】

		算定料 (円)	1割	2割	3割
機能強化型訪問看護管理療養費 (月の初日訪問)	1	12,830	1,283	2,566	3,849
	2	9,800	980	1,960	2,940
	3	8,470	847	1,694	2,541
上記1～3以外		7,440	744	1,488	2,232
訪問看護管理療養費		3,000	300	600	900

【加算】

(基本療養費の加算)			算定料 (円)	1割	2割	3割	
精神科緊急訪問看護加算			2,650	265	530	795	
精神科複数回 訪問加算	1日に2回	同一建物内1人又は2人	4,500	450	900	1,350	
		同一建物内3人以上	4,000	400	800	1,200	
	1日に3回	同一建物内1人又は2人	8,000	800	1,600	2,400	
		同一建物内3人以上	7,200	720	1,440	2,160	
長時間精神科訪問看護加算			90分を超える	5,200	520	1,040	1,560
複数名精神科 訪問看護加算	イ看護師等と(1日1回)	同一建物内1人又は2人	4,500	450	900	1,350	
		同一建物内3人以上	4,000	400	800	1,200	
	イ看護師等と(1日2回)	同一建物内1人又は2人	9,000	900	1,800	2,700	
		同一建物内3人以上	8,100	810	1,620	2,430	
	イ看護師等と(1日3回以上)	同一建物内1人又は2人	2,700	145	290	435	
		同一建物内3人以上	1,300	130	260	390	
	ロ准看護師と(1日1回)	同一建物内1人又は2人	3,800	380	760	1,140	
		同一建物内3人以上	3,400	340	680	1,020	
	ロ准看護師と(1日2回)	同一建物内1人又は2人	7,600	760	1,520	2,280	
		同一建物内3人以上	6,800	680	1,360	2,040	
ロ准看護師と(1日3回以上)	同一建物内1人又は2人	1,240	124	248	372		
	同一建物内3人以上	1,120	112	224	336		
ハその他	同一建物内1人又は2人	3,000	300	600	900		
	同一建物内3人以上	2,700	270	540	810		
夜間・早朝訪問看護加算 または 深夜訪問看護加算			夜間(18時~22時) 早朝(6時~8時) 深夜(22時~6時)	2,100 4,200	210 420	420 840	630 1,260
(管理療養費の加算)			算定料 (円)	1割	2割	3割	
24時間対応体制加算			月1回	6,400	640	1,280	1,920
特別管理加算	月1回	重症度の高い利用者	5,000	500	1,000	1,500	
		それ以外	2,500	250	500	750	
退院時共同指導加算			月1回か2回	8,000	800	1,600	2,400
特別管理指導加算			退院時共同指導加算上乗せ 1回限り	2,000	200	400	600
退院支援指導加算	1回		6,000	600	1,200	1,800	
		長時間の指導		840	84	168	252
在宅患者連携指導加算			月1回	3,000	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算			月2回	2,000	200	400	600
精神科重症患者支援管理加算	月1回		8,400	840	1,680	2,520	
			5,800	580	1,160	1,740	
看護・介護職員連携強化加算			月1回	2,500	250	500	750
情報提供療養費	1	月1回	1,500	150	300	450	
	2	年度1回	1,500	150	300	450	
	3	月1回	1,500	150	300	450	
専門管理加算	イ		2,500	250	500	750	
	ロ		2,500	250	500	750	
訪問看護医療DX情報活用加算			月1回	50	5	10	15
(その他療養費の加算)			算定料 (円)	1割	2割	3割	
訪問看護ターミナル ケア療養費	1	看取り介護加算等未算定	25,000	2,500	5,000	7,500	
	2	看取り介護加算等算定	10,000	1,000	2,000	3,000	
遠隔死亡診断補助加算			1回	1,500	150	300	450
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ			月1回	780	78	156	234
訪問看護ベースアップ評価料Ⅱ			1~18区分 月1回	10~500	1~50	2~100	3~150

### その他料金表

交通費（駐車場代）	30 円/km 上限 800 円 その他道交法に則り、駐車場の確保が必要な場合は、同意を得た後実費をいただきます。
年末年始の訪問	2,000 円/回
死亡後のご遺体のお世話等	開始時間 6：00～22：00 1回 11,000 円 22：00～6：00 1回 16,500 円 エンゼルセット 実費

## (契約書)

Ver.HKS20260401\_2

\_\_\_\_\_ (以下「利用者」といいます。)と 株式会社旭 訪問看護ステーション札幌東 (以下「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う訪問看護について、次のとおり契約します。

### 第1条 (契約の目的)

本契約は、介護保険法及び健康保険法に基づき、利用者が可能な限り居宅ないし地域において日常生活を営むことができるよう、事業者は訪問看護を提供し、利用者はそのサービス等に対する料金を支払うことを定めるものです。

### 第2条 (契約期間)

- 1 介護保険適用の方の契約期間は \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 医療保険適用の方の契約期間は \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 から \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 までの1年間とします。
- 3 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、自動更新されるものとします。

### 第3条 (訪問看護計画書)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」及び主治医の指示に従って「訪問看護計画」を作成します。事業者は「訪問看護計画」を作成するごとに、その内容を利用者及びその家族に説明し、同意を得ます。

### 第4条 (訪問看護の内容)

- 1 利用者が提供を受ける訪問看護の内容は「重要事項説明書」に定めたとおりです。事業者は「重要事項説明書」に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2 事業者は、看護師等を利用者の居宅に派遣し、「訪問看護計画書」に沿って訪問看護を提供します。
- 3 第2項の看護師等は、保健師、看護師又は准看護師、理学療法士等の資格を有する者です。
- 4 利用者は、サービスの内容を希望する場合には、担当の医師や介護支援専門員、または事業者に申し入れることができます。事業者は、利用者からサービス内容の変更希望の申し入れがあった場合には、速やかに担当の介護支援専門員及び医師等と相談の上、サービス内容の変更について検討し、変更があった場合には「訪問看護計画」に反映させます。

### 第5条 (サービス提供の記録)

- 1 事業者は、訪問看護の実施ごとに、訪問日、提供した看護内容等を記載した「訪問看護報告書」を作成します。

- 2 事業者は、前項の報告書を含むサービス提供に関する記録を、この契約終了後5年間（市町村が定める場合はその期間）保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項の報告書を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第1項の報告書等の複写物の交付を受けることができます。

#### 第6条（料金）

- 1 利用者は、第4条に定めるサービスの対価として「重要事項説明書」に定める所定の利用者負担額を事業者に支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月10日頃に利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌27日に口座引落によって支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。
- 5 利用者は、居宅において看護師等がサービスの実施のために使用する水道、ガス、電気、電話の費用やその他消耗品等の費用を負担します。

#### 第7条（遅延損害金など）

- 1 利用者が利用料金の支払いを遅延したときは、利用者は事業者に対し、支払いの期日の翌日から完済日まで残債務に対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。
- 2 利用者による利用料金の支払いが1ヵ月以上遅延し、相当の期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合には、事業者は以下の処置をとることができるものとします。
  - ①滞納分が完済するまでの期間、利用者へ通告の上この契約にかかる訪問看護サービスの提供を中止すること。
  - ②この契約を解約すること。
3. ご家族は連帯保証人を兼ねるものとし、本契約に基づき利用者が事業者に対し有する一切の債務を弁済していただきます。尚、債務の弁済に係る連帯保証の極度額は250万円とします。

#### 第8条（サービス提供の中止）

第7条第2項①に定める事由の他、利用者、またはその家族によるこの契約違反がある場合、事業者は利用者へ通告することなくサービスの提供を停止する処置をとることがあります。

#### 第9条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の前日17時までに通知することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービスの実施日の前日17時前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して「重要事項説明書」に定めるとおりキャンセル料を請求することができます。この場合の料金は第6条の他の料金と合わせて請求します。
- 3 事業者が、利用者に対して具体的なサービス提供日時の約束をしていたにも関わらず利用者の了解なくそのサービス提供を行わなかった場合は、事業者は利用者に対して「重要事項説明書」に定める

とおり、違約金をお支払いします。

#### 第 10 条（料金の変更）

- 1 事業者は、介護保険法その他の関係法令に変更により、介護報酬の利用者負担分に変更が生じた場合には、当該理由による変更後の介護報酬の利用者負担分を請求することができるものとします。
- 2 介護保険給付対象外のサービス利用料を変更する場合には、事業者は変更の 1 ヶ月前までに、新たな利用料金を記した「サービス内容確認書」を作成し、利用者がその変更に同意することを必要とするものとします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書または口頭で通知することによりこの契約を解約することができます。

#### 第 11 条（事業者の義務）

- 1 事業者は、利用者に対し、居宅ないし地域において日常生活を営むことができるよう、必要なサービスを提供します。
- 2 事業者は、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場にたってサービスを提供します。
- 3 事業者は安全配慮義務として、サービスの提供にあたり利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- 4 事業者は説明義務として、本契約に基づく内容について、利用者の質問に対して適切に説明します。
- 5 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためなど緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

#### 第 12 条（契約の終了）

次の事由に該当した場合は、この契約を終了します。

- 1 利用者が死亡したとき
- 2 最終サービス利用日より 6 カ月の間、サービスの利用がないとき
- 3 第 13 条に基づき、利用者やその家族から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 4 第 14 条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 5 利用者が介護保険施設に入所又は入院したとき
- 6 利用者の要介護認定区分が自立と認定されたとき

※介護保険を適用してのサービスはご利用になれなくなりますが、医療保険を適用してのサービスはご利用になれます。

#### 第 13 条（利用者の解約権）

- 1 次の事由に該当した場合、利用者は直ちにこの契約を終了することができます。
  - ①事業者が、正当な理由なく、本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にも関わらず、これを提供しようとしなない場合
  - ②事業者が第 15 条に定める守秘義務に違反した場合
  - ③事業者が利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しく信頼を欠くなど、本契約を継続し難

い重要な事由が認められる場合

- 2 利用者はその理由の如何にかかわらず、契約期間中であっても、解約の7日前までに文書または口頭で通知することにより、本契約を解約することができます。解約にともなう費用は原則として発生しません。

#### 第14条（事業者の解約権）

- 1 次の事由に該当した場合、事業者は、解約の30日前までに文書で通知することにより、本契約を解除することができます。
  - ①利用者が故意に法令違反、その他著しい常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難と判断できる場合
  - ②事業者が破産した場合
  - ③事業者が解散命令を受けた場合
  - ④事業者が指定取消を受けた場合、または指定を辞退した場合
  - ⑤上記①～④以外の理由で、本契約を継続することが困難または不可能になった場合
- 2 事業所は、第7条第2項②、前項により、本契約を解除する場合には、このサービス提供を調整した介護支援専門員、医師または利用者が住所を有する市町村と協議し、必要な措置をとります。

#### 第15条（守秘義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、関係機関への連絡等において、当該家族の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、関係機関への連絡等において、当該家族の個人情報を用いません。

#### 第16条（賠償責任）

- 1 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村及び利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

#### 第17条（緊急時の対応）

事業者は、サービスを提供しているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡を取る等必要や措置を講じます。

#### 第18条（身分証携行義務）

事業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

#### 第 19 条（連携）

事業者は、訪問看護の提供にあたり、主治医、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密な連携に努めます。

#### 第 20 条（反社会的勢力に関する表明・保証）

1 事業者ならびに利用者およびご家族は、相手方に対し、自己（その役員もしくは重要な使用人またはこれに準じ実質的に経営を支配する者を含む。以下、本条において同じ）が、反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証します。

2 事業者ならびに利用者およびご家族は、相手方に対し、自己が、現在、次の各号のすべてに該当することを表明し、かつ、将来にわたっても該当することを保証します。

（1）反社会的勢力が経営を支配し、または経営に実質的に関与していないこと。

（2）事業の運営・維持に反社会的勢力を利用していないこと。

（3）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または反復もしくは継続して便宜を供与するなど、反社会的勢力の運営・維持に関与していないこと。

（4）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

（5）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。

※「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団およびこれらに準じる者を総称していう。

#### 第 21 条（苦情対応）

1 利用者は、本契約に基づくサービスに関して、「重要事項説明書」に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

#### 第 22 条（善管注意義務）

事業者は利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

#### 第 23 条（信義誠実の原則）

1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議の上、定めます。

#### 第 24 条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

## 利用者個人情報の利用について

株式会社旭では、個人情報保護に関する法律等を遵守するとともに、個人情報の適切な取扱いに関する「個人情報保護宣言」を定めています。皆様の個人情報の利用につきましては、下記のとおり管理いたします。また、アンケート等で個人情報が集積される場合は、予めその利用目的を示し、必要な範囲に限って利用いたします。

### 個人情報の利用目的

利用者の個人情報は、以下の目的のために利用させていただきます。

①法人内部で個人情報を利用する目的は次のとおりです。

- 1) 定款に定める各事業の利用者に提供するサービスのため
- 2) 定款に定める各事業に係る保険請求事務、委託料請求事務、運営費請求事務のため
- 3) 定款に定める各事業の事業所等の管理運営教務のうち、利用者の入退所等の管理、会計・経理事務、事故等の報告、利用者へのサービスの向上のための各種アンケート発行業務のため
- 4) 定款に定める各事業のサービスや業務の維持、改善、教育、研修のための基礎資料のため
- 5) 定款に定める各事業所等で行われる学生等への実習への協力のため
- 6) 施設の季刊誌等や社内研修会、広報活動等の資料への掲載のため
  - ・行事や季節活動等、施設の取り組みをご家族等へお知らせする季刊誌等への掲載
  - ・社内研修等にて施設の取り組み等を当社内他事業所等と共有する際の資料への掲載
  - ・入居や職員採用促進に係る広報活動のため、パンフレットやSNS、ホームページ等への掲載

②各事業者等へ個人情報を提供する目的は次のとおりです。

- 1) 定款に定める各事業を実施する事業所が、サービス提供している利用者に関しよりよいサービス提供に向け、当該利用者にサービスを提供する他の事業者等と情報交換・共有するため
- 2) 定款に定める各事業に係る保険請求事務、委託料等請求事務、運営費請求事務のうち、請求事務の委託・請求システムの保守管理、審査支払機関ないし行政への請求データ等の提出、審査支払機関又は保険者、行政機関等公共機関からの照会への回答のため
- 3) 損害賠償請求等に係る保険会社等への相談又は届出のため
- 4) 利用者からの相談に係る、公的機関、医師、弁護士等との相談又は届出のため

### 個人情報の保管・廃棄

利用者個人情報は、各種法令で定められた期間は安全かつ適正に保管し、保管期間を過ぎた個人情報は速やかに適正な方法で廃棄します。

## (個人情報使用同意書)

株式会社旭 御中

私（利用者）及び家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で利用することに同意します。

### 1 使用目的

より良いサービスを受けるための、サービス担当者会議、関係機関への連絡等

### 2 条件

契約書第 15 条に規定する個人情報の提供は、提示した使用目的に沿って最小限にし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと

### 3 主な提供先

- ①市町村介護保険窓口担当者、福祉関係職員、市町村保健センター保健師、保健所保健師
- ②介護保険調査員
- ③地域包括支援センター
- ④サービス提供に関わる介護保険事業者
- ⑤医療機関
- ⑥その他

(加算等の算定に係る同意書)

株式会社旭 御中

- 1 24時間対応体制加算、緊急時訪問看護加算について説明を受け、これを承認し同意します。
- 2 特別管理加算Ⅰ・Ⅱについて説明を受け、これを承認し同意します。
- 3 退院時共同指導加算・特別管理指導加算・退院支援指導加算、情報提供加算について説明を受け、これを承認し同意します。
- 4 在宅患者連携指導加算・在宅患者緊急時等カンファレンス加算にこれを承認し同意します。
- 5 ターミナルケア加算について説明を受け、これを承認し同意します。
- 6 1時間30分以上の訪問看護実施、複数名訪問看護加算Ⅰ・Ⅱについて説明を受け、これを承認し同意します。
- 7 上記及びそれ以外のその他加算の是非については、私の状態に応じ協議し決定する事について説明を受け、これを承認し同意します。
- 8 訪問看護サービスにおいてリハビリテーションを中心としたサービスに対して、看護師の代わりに療法士の訪問について、これを承認し同意します。

年 月 日

株式会社旭

訪問看護ステーション札幌東

管理者 \_\_\_\_\_ 殿

チェック  
 重要事項説明書の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

チェック  
 契約書に基づき契約を締結します。

チェック  
 個人情報同意書に基づき同意します。

チェック  
 加算等の算定に係る同意書に基づき同意します。

上記を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

ご利用者 住 所

氏 名

印

ご家族 住 所

氏 名

印

続 柄

事業者

事業者名

株式会社 旭

所在地

札幌市東区丘珠町 167 番地 13

代表者

代表取締役 三島 洋二



事業所名

訪問看護ステーション札幌東

事業所所在地

札幌市東区北 20 条東 15 丁目 4 番 22 号

管理者 \_\_\_\_\_

